

伊尾木・下山の一部地区地籍調査(2年目)委託業務

特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本業務は、「安芸市地籍調査委託業務(2項委託)共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に基づき実施するものとする。

## 第2条 業務内容

1. 業務内容は、下記のとおりとする。

1) 実施区域	安芸市伊尾木・下山の一部	
2) 実施範囲	別添平面図参照	
3) 調査面積	1.44 km <sup>2</sup>	
4) 作業工程	①地籍図原図作成	FⅡ-2工程
	②地積測定	G工程
	③地籍簿の作成 地籍図写し(複図)作成 閲覧(※)	H工程

(※)委託者と受託者協議のうえ閲覧方法等について決定する。

## 第3条 検査及び工程検査

1. 検査

受託者は、契約書第31条及び共通仕様書第11条に定められた検査を受けなければならない。

2. 工程検査

「工程検査」とは、「工程管理及び検査規程」に定められた検査のことをいい、これに従って行うものとする。

## 第4条 打合せ

打合せは、初回、完了時の2回とし、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

## 第5条 技術管理

1. 機械器具の検定

測量作業に使用する測量機器は、測量法34条に定められた「作業規程の準則」(平成20年国土交通省413号)に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書の写しを提出すること。

2. 平均計算に使用するプログラムの点検  
平均計算に使用するプログラムの点検を実施したことを示す点検証明書等を提出すること。
3. 地籍調査成果品の第三者機関による検定  
当業務における地籍調査の成果品について、国土地理院に登録されている第三者機関による検定を受けることを指示することがある。この場合の新たに検定に要する費用は、業務委託料の変更の対象とする。又、受託者は地籍調査業務に関して第三者機関と協議を行った場合は、協議記録を作成し委託者に提出しなければならない。

## 第6条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

なお、成果品の様式等は「地籍測量及び地籍測定における作業の記録及び成果の記載例」及び「地籍簿案の作成要領」等によるものとする。

1. CD-R 等電子納品：提出部数 1部
2. 紙納品：

工 程 種 別	成 果 内 容	提出部数
1、各工程共通事項	①工程表 ②検査成績表 ③その他測量工程上必要な資料	1部
2、F II - 2 工程 地籍図原図 作成	① 筆界点番号図 ② 筆界点成果簿 (番号図区ごとにまとめる) ③ 地籍図一覧表 ④ 原図 ⑤ 地籍明細図 (必要に応じて)	1部
3、G工程 地積測定	①地積測定観測計算諸簿 ②地積測定成果簿 ③筆界点座標値等の電磁的記録 ④精度管理表	1部
4、H工程 地籍図写し (複図) 作成	①地籍図写し (複図)	1部

3. 成果品とする記録媒体は、ウイルスチェックを行い、納品するものとする。

第7条 その他

1. 業務の進捗状況報告を毎月5日までに提出するものとする。様式は、計画工程表等に赤字等で記入するなどして、工程ごとの進捗がわかるものとする。